

広島市三世代同居・近居支援事業助成金交付要綱

平成27年8月13日制定

平成28年3月11日改正

平成29年2月6日改正

平成30年4月1日改正

平成31年3月28日改正

令和3年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、親、子、孫の三世代での子育てや介護などの支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、親と離れて暮らす子世帯が親世帯の近くに住み替える費用に助成金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 近居 同一の小学校区又は直線距離で1.2キロメートル以内の範囲（以下「近居の範囲」という。）にある住宅に子世帯と親世帯がそれぞれ居住することをいう。
- (2) 子世帯 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこども（出産予定のこどもを含む。以下「小学生以下のこども」という。）とその親を含む世帯員で構成される世帯のことをいう。
- (3) 親世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録により広島市内に居住し、子世帯の世帯主又はその配偶者のどちらかの親が含まれる世帯のことをいう。
- (4) 住替え 子世帯が住民票異動を伴う広島市内への転入又は転居を行うことをいう。ただし、近居の範囲内での住替えは除くものとする。
- (5) 町内会・自治会 町又は字の区域その他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 子世帯の世帯主又はその配偶者であること。
 - (2) 住替えにより新たに親世帯と同居し、又は近居すること。
 - (3) 第6条に規定する助成の申請の日（以下「助成申請日」という。）が属する年度に住替えを行うこと。
 - (4) 住替え後の住宅に自ら居住すること。
 - (5) 住替え後の住所地において町内会・自治会に加入し、会の活動や運営に積極的に参画する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象者とししないものとする。
- (1) 次条に規定する助成対象費用に他の公的制度による助成等を受けていること。

- (2) 住民登録している区市町村の税を滞納していること。
- (3) 子世帯又は親世帯の世帯員に広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等を含むこと。
- (4) この要綱による助成を過去に受けたこと。

（助成対象費用と助成額）

第4条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、住替えのために子世帯が助成申請年度及びその前年度に負担した次に掲げる費用とする。

- (1) 引越事業者を支払う引越運送費用及びこれに附帯する荷造り等のサービス費用
- (2) 不動産登記のために司法書士、土地家屋調査士等支払う費用及び自ら登記し法務局に支払う費用
- (3) 住宅の購入又は賃借に要する仲介手数料
- (4) 住宅の賃借に要する礼金

2 助成額は、助成対象費用の合計額の2分の1とする。ただし、助成額は10万円を限度とし、その算定に当たり、百円未満は切り捨てるものとする。

（募集）

第5条 助成対象者の募集は、公募により行うものとし、公募期間及び申請方法は別に定める。

2 前項の規定により募集する助成対象者数は、予算の範囲内で定める。

（助成の申請）

第6条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住替え前に広島市三世代同居・近居支援事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、当該申請に係る書類については、複写又は電磁的記録を含むものとする。

- (1) 子世帯の世帯全員の住民票の写し
- (2) 親世帯の世帯全員の住民票の写し
- (3) 小学生以下のこどもが出産予定のこどものみである場合は、出産予定であることが分かる書類
- (4) 子世帯と親世帯の親子関係が分かる書類
- (5) 子世帯の住替え後の住宅の所在地が記載された書類
- (6) 子世帯の住替え後の住宅と親世帯の住宅が異なる小学校区に所在する場合は、それぞれの住宅の位置が分かる図面
- (7) 申請者が住民登録している区市町村の税を滞納していないことが分かる証明書
- (8) その他市長が特に必要があると認める書類

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、申請書等を提出した後に、何らかの事情で申請の必要がなくなったときは、速やかに広島市三世代同居・近居支援事業申請取下書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（審査及び決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、内容について審査を行い、助成をすることを決定した者については広島市三世代同居・近居支援事業決定通知書（様式第3号）

を、助成をしないことを決定した者については広島市三世代同居・近居支援事業却下通知書（様式第4号）を、原則として申請書等全ての提出書類を受理した日から30日以内に申請者に通知する。

（変更）

第9条 前条の規定による決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、申請書の記載内容に変更（助成対象者の決定に関わらない変更は除く。）が生じたときは、広島市三世代同居・近居支援事業変更申請書（様式第5号）に、第6条に規定する書類のうち変更内容を確認できるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容について審査を行い、変更を承認することを決定した者については広島市三世代同居・近居支援事業変更承認書（様式第6号）を、助成をしないことを決定した者については広島市三世代同居・近居支援事業却下通知書（様式第4号）を、原則として申請書等全ての提出書類を受理した日から15日以内に申請者に通知する。

（中止）

第10条 助成決定者は、その後の事情の変更により第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、広島市三世代同居・近居支援事業住替え中止報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告があったときは、当該申請に係る決定は、なかったものとみなす。なお、当該申請に係る書類は返却しないものとする。

（完了報告及び助成金交付額の決定等）

第11条 助成決定者は、住替え後、広島市三世代同居・近居支援事業住替え完了報告書兼助成金交付申請書兼口座振替依頼書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、当該報告に係る書類については、複写及び電磁的記録を含むものとする。

(1) 子世帯の世帯全員の住民票の写し

(2) 助成対象費用の領収書の写し及び領収金額の内訳が分かる書類

(3) 町内会・自治会に加入し、会の活動や運営について話し合ったことが分かる書類（ただし、市長が特別の理由があると認める場合を除く。）

(4) その他市長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定による提出は、住民票の異動日から90日以内又は助成申請年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。ただし、やむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、あらかじめ書面により理由と提出日（助成申請年度の末日までの日に限る。）を明示し、市長に報告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による提出を受けたときは、内容について審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、且つ、交付すべき額を確定し、広島市三世代同居・近居支援事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第9号）を、原則として報告書等全ての提出書類を受理した日から30日以内に助成決定者に通知する。

（助成金の交付）

第12条 市長は、前条第3項に規定する通知をしたときは、前条第3項に規定する助成金の交付の決定を受けた者に対し、口座振替の方法により、助成金を交付する。

(交付決定等の取消し及び助成金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としての決定及び助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成決定者が、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成決定者が、第11条第1項に定める報告書の提出を同条第2項の期限までにしないとき。

2 前項の規定による交付決定の取消しを受けた者は、既に助成金を受領しているときは、市長が別に定める範囲で、受領した助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったとき及び前項の規定による助成金の返還を命じるときは、広島市三世代同居・近居支援事業助成金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第10号）又は広島市三世代同居・近居支援事業取消通知書（様式第11号）により、当該取消しを受けた者に通知する。

(調査等への協力)

第14条 市長は、助成金の交付を受けた子世帯及びその親世帯に対し、同居又は近居の検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。ただし、施行日前に申請された広島市三世代同居・近居支援事業助成金については、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、平成29年2月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。